

## 喜多方市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成28年喜多方市条例第28号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、伝統的建造物群保存地区内における建造物等の修理、修景等に係る経費の一部を補助する喜多方市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、喜多方市補助金等の交付等に関する規則（平成18年喜多方市規則第48号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 伝統的建造物群 条例第2条第1号に規定する伝統的建造物群をいう。
- (2) 伝統的建造物群保存地区 条例第2条第2号に規定する喜多方市伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）をいう。
- (3) 建造物 条例第2条第3号に規定する建造物をいう。
- (4) 建築物 建造物のうち、土地に定着する工作物で屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。
- (5) 保存活用計画 条例第3条に規定する喜多方市伝統的建造物群保存地区保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）をいう。
- (6) 伝統的建造物 保存活用計画において決定された伝統的建造物をいう。
- (7) 環境物件 伝統的建造物と一体をなす環境要素として、保存活用計画において決定された物件をいう。
- (8) 修理 保存活用計画に定められた修理基準に基づき行われる伝統的建造物の保存のための行為をいう。
- (9) 修景 保存活用計画に定められた修景基準に基づき行われる伝統的建造物以外の建造物に係る行為をいう。
- (10) 外観 通常望見できる屋根、外壁、軒回り、外部に面する建具等をいう。ただし、修理における屋根及び外壁にあつては、これらと密接な関係を有する基礎、土台、柱、梁等主たる構造物及び下地を、修景における屋根及び外壁にあつては下地を含むものとする。
- (11) 構造耐力上主要な部分 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条

第3号の構造耐力上必要な部分をいう。

(12) 所有者等 保存地区内の建築物等の所有者及び管理責任者をいう。

(13) 補助事業 本要綱による補助金を受けて行う事業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができるものは、次の要件に該当するものとする。

(1) 補助対象事業を行おうとしている建築物等の所有者等(複数人いる場合は、所有者等から選任された代表者)であること。

(2) 所有者等の全員が市税の滞納がないこと。

(補助事業の種類等)

第4条 補助事業の種類、補助対象経費、補助率及び補助金限度額は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 補助金は、各年度の予算の範囲内において交付するものとする。

3 補助金の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

4 補助事業において、保険金又は損害賠償金等により補てんすべきものが含まれるときは、補助対象経費から当該金額を減じるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 工程表

(4) 位置図、配置図、平面図、立面図及び主要部の断面図

(5) 実施設計書

(6) 補助対象の経費の明細書及び見積書の写し

(7) 建築物等の現況及び施工予定箇所の写真

(8) 建築物等の所有者等の全員が分かる書類

(9) 建築物等の所有者等の全員の市税の完納証明書(発行後1か月以内のもの)

(10) 喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第4条に基づく現状変更行為許可決定通知書の写し

(11) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、必要により現地調査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合は、申請者に通知（様式第2号）するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定する場合は、補助金の交付目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（補助事業の変更等の申請）

第7条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、喜多方市伝統的建造物群保存地区保存事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第3号。以下「変更等申請書」という。）に第5条各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更等申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、承認することが妥当と認めるときは喜多方市伝統的建造物群保存事業変更承認通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による変更、中止又は廃止の承認を決定し、前条の規定により交付決定した補助金に変更があるときは、補助事業者に通知（様式第5号）するものとする。

（補助事業の遂行等の命令）

第8条 市長は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行することを命ずることができる。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、事業完了の日から起算して14日以内又は補助金等の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 事業実績書
- （2） 収支決算書
- （3） 実施工事図面
- （4） 請負等の契約書の写し

(5) 工事費等の内訳書・請求書・領収書の写し

(6) 施工者の工事完了届の写し

(7) 事業の成果を証する写真等

(8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第10条 市長は、実績報告書の提出を受けた場合において、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適正であると認めたときは、補助事業者は補助金交付請求書（様式第7号）の提出により補助金を請求するものとする。

(補助金の概算払)

第11条 市長は、補助事業遂行上必要であると認めたときは、補助金を概算払により交付することができる。

2 前項の概算払を受けようとする補助事業者は、補助金概算払請求書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に添付を要しないと認めたときは、この限りでない。

(1) 出来高計算書

(2) 実施工程表

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定の取消)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、補助金等の運用が不適當であると認めたとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合又は第7条の規定により補助事業の変更、中止又は廃止を承認した場合において、当該部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(適正管理)

第14条 補助の対象となった建築物等及び環境物件の所有者等は、対象物件の適正

な管理に努めなければならない。

(書類等の整備等)

第15条 補助事業者又は所有者は、補助金の関係書類を整理し、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年2月6日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助事業の種類	種別	補助対象経費	補助率	補助金 限度額
伝統的建造物の 修理	建築物【特定 物件】（みせ、 主屋、土蔵、 付属屋等）	修理基準に基づく外観及 び構造耐力上主要な部分 （床版及び屋根版の内部 表面仕上げを除く。）の修 理に係る経費（構造耐力上 主要な部分の補強工事に 係る経費を含む。）	8/10  以内	1,200  万円
	工作物【特定 物件】（門、 塀、石造物 等）	修理基準に基づく修理に 係る経費	8/10  以内	240  万円
環境物件の復旧 等	環境物件【特 定物件】（樹 木、庭、水路 等）	修理基準に基づく復旧等 に係る経費	8/10  以内	140  万円
伝統的建造物以 外の建造物の修 景	建築物（み せ、主屋、土 蔵、付属屋 等）	外観の修景基準に基づく 修景に係る経費	6/10  以内	900  万円
	工作物（門、 塀、石造物 等）	修景基準に基づく修景に 係る経費	6/10  以内	180  万円
防災対策事業	防災に関す るもの	防災上必要な設備の整備 等に係る経費	8/10  以内	100  万円

備考 伝統的建造物の修理、環境物件の復旧及び伝統的建造物以外の建造物の修景の補助対象経費には、実施設計及び監理に要する費用を含むことができる。